

No.166 (2021/3)

## リツイート事件最高裁判決について<sup>1</sup> (最高裁令和2年7月21日第三小法廷判決 平成30年(受)第1412号)

監修 上沼紫野<sup>2</sup>  
執筆 浅野達哉<sup>3</sup>／太田知成<sup>4</sup>

### 目次

I. はじめに.....	2
II. 事案の概要.....	2
1. 事実関係等の概要.....	2
2. 被上告人の請求.....	3
III. 地裁判決の概要（第1審（東京地判 平成28年9月15日））.....	3
IV. 高裁判決の概要（控訴審（知財高判 平成30年4月25日））.....	3
1. 公衆送信権侵害について.....	4
2. 同一性保持権（著作権法20条1項）侵害について.....	4
3. 氏名表示権（著作権法19条1項）侵害について.....	5
V. 最高裁判決（上告審（最判 令和2年7月21日））における争点と裁判所の判断.....	5
1. 著作権法19条1項及び2項について.....	5
2. プロバイダ責任制限法4条について.....	6
VI. まとめ.....	6
VII. 著作権法19条 該当性.....	7
1. 著作権法19条1項.....	7
2. 著作権法19条2項.....	8
3. 著作権法19条3項.....	9
VIII. 著作者人格権の侵害の主体.....	9
IX. 本事案の射程.....	10
1. ツイート時点で氏名表示が削除されている画像をリツイートした場合.....	10
2. 同一性保持権の侵害の成否.....	11
X. 発信者情報開示請求の問題点.....	12

<sup>1</sup> 本稿はSOFTICの主催する「判例ゼミ」での発表・報告をもとに作成。念のために付言すると、本稿は執筆者らの個人的見解を示すものであり、各人が所属する組織の見解を代表等するものではない。

<sup>2</sup> 弁護士。虎ノ門南法律事務所所属。判例ゼミにおける本報告を指導。

<sup>3</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ所属。浅野は、「IX. 本事案の射程」及び「X. 発信者情報開示請求の問題点」を担当した。

<sup>4</sup> 弁護士。TMI総合法律事務所所属。太田は、「I. はじめに」、「II. 事案の概要」、「III. 地裁判決の概要」、「IV. 高裁判決の概要」、「V. 最高裁判決における争点と裁判所の判断」、「VI. まとめ」、「VII. 著作権法19条 該当性」及び「VIII. 著作者人格権侵害の主体」を担当した。

## I. はじめに

本件は、被上告人（原告、控訴人）自らが著作者でありかつ著作権を有する写真（以下「本件写真」という。）について、SNS サイトであるツイッター上で無断でなされたツイート及びそのリツイート行為を通じた投稿により、本件写真に係る著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、当該投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

この点、地裁においては、リツイート者については、リツイートによりいわゆるリンクを張る行為に過ぎない点をふまえ、著作権（複製権・公衆送信権）侵害及び著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）共に認めなかったのに対し、高裁においては、リツイート行為の結果、元のツイート画像がトリミングされ、表示が変わり、氏名部分が表示されなくなった点をふまえ、著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）侵害を認めた。

最高裁においては、上告理由のうち、氏名表示権侵害のみが取り上げられ、著作権法19条に基づく非侵害の主張はいずれも認められなかった。

本事案は、ツイッターという SNS におけるリツイート行為という、ユーザーが一般的に行う行為の結果、著作者人格権侵害が認められた事案であり、結論については様々な意見が出されている。また、発信者情報開示請求訴訟という権利侵害の主体とされるリツイート者が訴訟手続きに参加しない訴訟において、侵害行為の有無について十分な攻撃防御方法がつくされるのかという、同訴訟の手続き上の制約による問題点も指摘されている。

全 13 ページ。サンプルにつき、以下省略